

一般廃棄物が地下にある土地として指定した区域一覧

■指定番号：1

指定年月日	平成 23 年 11 月 30 日
所在地	北九州市八幡西区香月西四丁目 1320 番 1、1320 番 3、1320 番 4、1326 番 2、1327 番 1、1327 番 3、1327 番 4、1327 番 6、1338 番 1、1338 番 2、1338 番 3、1339 番 1、1339 番 3、1339 番 4、1339 番 5、1345 番 1、1345 番 6、1345 番 7、1345 番 8、1348 番 3、1349 番 2、1350 番 1、1350 番 2、1360 番 4、1361 番 1、1361 番 2、1361 番 3、1361 番 4、1361 番 5、1413 番 1、1413 番 2、1413 番 3、1414 番、1417 番 2 の一部、1417 番 4、1422 番 1、1422 番 4、1422 番 5、1429 番、1434 番 1、1436 番 2、1436 番 3、1436 番 4、1438 番 1、1496 番 1、1496 番 5、1497 番 3、1497 番 4、1498 番 1、1498 番 3、1498 番 4、1501 番 3、1503 番 2、1503 番 3、1504 番 1、1504 番 2、1505 番 3、1505 番 4、1506 番 1、1509 番 2、1509 番 3、1510 番、1512 番 2、1513 番 1、1513 番 2、1514 番 5 の一部、1515 番 1、1516 番 4、1516 番 5 の一部、1517 番 1、1517 番 5 の一部、1519 番 1、1519 番 3 の一部及び 1524 番 2 の一部
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 1 号

■指定番号：2

指定年月日	平成 24 年 2 月 24 日
所在地	北九州市八幡西区御開四丁目 3404 番 1 から 3404 番 5 まで、3406 番 1 から 3406 番 3 まで、3406 番 5、3406 番 6、3410 番 3 から 3410 番 5 まで、3412 番 2、3413 番 1 から 3413 番 3 まで、3413 番 5 から 3413 番 7 まで、3414 番 1、3414 番 3、3415 番 3、3415 番 4、3416 番 4、3416 番 5、3417 番 4、3419 番 6 から 3419 番 8 まで、3428 番 1 から 3428 番 7 まで、3429 番 4 から 3429 番 7 まで、3431 番 5 から 3431 番 8 まで、3432 番 5、3433 番 3 から 3433 番 5 まで、3434 番 6、3434 番 7、3438 番 1、3442 番 2、3442 番

所在地（続き）	3、3444番1から3444番5まで、3445番1、3445番2、3445番4、3446番2、3446番3、3595番1、3608番3、3609番3、3609番5、3610番3から3610番6まで、3611番1から3611番4まで、3612番2、3612番3、3614番2、3616番1から3616番4まで、3617番1から3617番4まで、3618番、3619番1、3619番2、3620番1、3620番2、3621番1、3622番1、3623番1、3623番2、3624番3の一部、3624番5、3633番1、3633番2、3634番1、3634番2、3634番3の一部、3635番、3636番1、3636番2、3637番1から3637番3まで、3638番3、3639番1、3641番2、3645番2、3646番4、3647番1、3647番2、3650番1、3650番2、3652番2、3653番1から3653番3まで、3655番1、3655番2、3656番4から3656番9まで、3657番1、3657番4、3657番6、3657番8から3657番12まで、3658番2、3658番4から3658番8まで、3659番1、3659番2、3659番5、3659番6、3659番8、3659番10から3659番13まで、3660番1、3660番2、3661番2、3662番2、3663番2、3663番3、3664番1、3664番3から3664番6まで、3665番4から3665番8まで、3666番1、3666番2、3668番3、3669番3、3673番1、3673番2、3673番4、3674番、3676番1、3676番2、3677番1、3678番3、3682番、3683番1、3683番2、3686番1から3686番3まで、3687番1から3687番4まで、3688番2、3688番3、3688番7、3689番2及び3689番3
埋立地の区分	省令第12条の31第1号

■指定番号：3

指定年月日	平成24年11月29日
所在地	北九州市門司区新門司北二丁目6番1、6番2、6番3及び6番4
埋立地の区分	政令第13条の2第2号

■指定番号：4

指定年月日	平成24年11月29日
-------	-------------

所在地	北九州市若松区響町二丁目（別図のとおり）
埋立地の区分	政令第 13 条の 2 第 1 号

■ 指定番号：5

指定年月日	平成 25 年 1 月 30 日
所在地	北九州市八幡西区夕原町 1 番 2 及び 1 番 3
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

■ 指定番号：6

指定年月日	平成 25 年 1 月 30 日
所在地	北九州市小倉南区中吉田二丁目 1325 番 2 の一部、1330 番 6 の一部、1333 番 3、1351 番 9、1384 番 1 の一部及び 1385 番 3
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

■ 指定番号：7

指定年月日	平成 25 年 1 月 30 日
所在地	北九州市若松区大字安瀬 64 番 14、64 番 15 及び 64 番 18
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

■ 指定番号：8

指定年月日	平成 25 年 2 月 20 日
所在地	北九州市八幡西区大字永犬丸 2341 番 3、2359 番 3、2359 番 4、2368 番 2、2368 番 3、2368 番 5、2368 番 6、2368 番 7、2368 番 8、2368 番 9、2370 番 2、2371 番 1、2371 番 2、2371 番 3、2371 番 4、2371 番 5、2371 番 6、2371 番 7、2371 番 8、2371 番 10 及び 2372 番 2
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 1 号

■ 指定番号：9

指定年月日	平成 25 年 2 月 20 日
所在地	北九州市門司区大字猿喰 1462 番 1、1462 番 2、1462 番 3、1462 番 4、1462 番 6、1462 番 7、1462 番 8、1462 番 9、1462 番 10、1462 番 11、1462 番 12、1462 番 23、1462 番 24、1462 番 27、1462 番 28、1462 番 29、1462 番 30、1462 番 31、1462

所在地（続き）	番 32 及び 1462 番 33
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

■ 指定番号：10

指定年月日	平成 25 年 3 月 12 日
所在地	北九州市八幡西区大字浅川 942 番 1 の一部、942 番 11、942 番 62 及び 942 番 181 並びに自由ヶ丘 942 番 60 及び 942 番 61
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

■ 指定番号：11

指定年月日	平成 25 年 3 月 12 日
所在地	北九州市門司区大字伊川 1646 番の一部、1648 番の一部、1654 番の一部、1661 番の一部、1667 番の一部及び 2677 番
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

■ 指定番号：12

指定年月日	平成 25 年 3 月 12 日
所在地	北九州市小倉南区大字曾根 3267 番 2、3267 番 3、3267 番 4、3326 番 1、3326 番 3、3326 番 19、3326 番 22、3326 番 23、3326 番 26、3326 番 27、3326 番 31、3536 番 1、3536 番 2、3536 番 3、3536 番 4、3536 番 5、3536 番 6、3536 番 8、3536 番 9、3536 番 10、3536 番 11、3536 番 29 及び 3536 番 32
埋立地の区分	省令第 12 条の 31 第 2 号

※「埋立地の区分」の欄中の「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）を、「省令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいい、指定区域がそれぞれの規定に該当する埋立地であることを示す。

指定区域を明らかにした平面図

整地



座標

No.	X	Y
405	104323.497	-18533.860
411	104323.497	-19233.818
82	104323.204	-19933.478
83	103715.971	-19933.478
86	103571.180	-18833.344